

長岡市管路情報即時共有システム導入業務委託
簡易評価型プロポーザル
実施要領

令和元年6月

長岡市水道局工務課

目 次

1	目的	1
2	業務の概要	1
(1)	委託番号	1
(2)	委託名	1
(3)	委託場所	1
(4)	委託内容	1
(5)	委託期間	1
(6)	本業務上限額	1
(7)	発注者	1
3	参加資格要件	1
(1)	会社要件	1
(2)	技術者要件	2
(3)	その他の参加条件等	2
4	受託候補者決定の流れ	3
5	募集の手引き	3
(1)	簡易評価型プロポーザルに関する公告	3
(2)	関係書類の交付	3
(3)	質問の受付	4
(4)	参加表明書の受付	4
(5)	参加資格の審査通知	5
(6)	技術提案書の提出要請	6
(7)	辞退について	6
(8)	技術提案書の受付	6
(9)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	6
6	応募に関する留意事項	7
(1)	実施要領等の承諾	7
(2)	費用負担	7
(3)	著作権	7
(4)	提出書類の取り扱い	7
(5)	長岡市水道局からの提示資料の取り扱い	7
(6)	複数提案の禁止	7
(7)	虚偽の記載の禁止	7
(8)	技術提案書の提出の無効	7
(9)	応募者数について	8

(10) その他	8
7 技術提案書の作成	8
(1) 全般的な注意事項	8
(2) 技術提案書の構成・内容	8
8 契約に関する事項	9
(1) 契約手続	9
(2) 仕様書の作成	9
(3) 委託料の額の決定	9
9 簡易評価型プロポーザル方式の延期または取り止め	9
10 担当部署（提出・問い合わせ先）	9

1 目的

本業務は、マッピングデータを現場に持出し使用できるタブレットなどのモバイル端末による長岡市管路情報即時共有システム（以下「共有システム」という。）を導入するためのものである。

基本機能は各種検索、閲覧、登録ができるものとし、最大の特徴として、個別のモバイル端末で登録した現場からのコメントや状況写真などを共有システム内の全ての機器で即時に共有することが可能であることとする。

本要領は、業務目的を実現するため、民間事業者が有する高度な専門的知識やノウハウなどを活用し、優れた提案を得るために、簡易評価型プロポーザル方式により受託候補者を決定するために必要な手続き等を定めるものである。

2 業務の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 委託番号 | 維配委第1号 |
| (2) 委託名 | 長岡市管路情報即時共有システム導入業務委託 |
| (3) 委託場所 | 長岡市水道町2丁目ほか 地内 |
| (4) 委託内容 | 長岡市管路情報即時共有システムの導入業務
詳細は、「管路情報即時共有システム導入業務委託要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）による。 |
| (5) 委託期間 | 契約締結日から令和2年3月31日まで |
| (6) 本業務上限額 | 34,290,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
※上記金額は転送用・管理用PC及びモバイル端末の金額を含まない。 |
| (7) 発注者 | 長岡市水道局 局長 蕨沢 由明 |

3 参加資格要件

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。

(1) 会社要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

(ア) 破産者で復権を得ない者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ この公告の日において、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。

エ この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生

手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

ク 情報セキュリティマネジメントに関する公的認証（国際標準規格 ISO/IEC27001 または日本工業規格 JISQ27001）、またはプライバシーマークに関する公的認証（日本工業規格 JISQ15001）を取得している者であること。

ケ 平成21年度から本公告日までに完了した業務で、下記の「同種又は類似業務」の実績（国又は地方公共団体の発注に限る）を有する者であること。なお、同種業務の場合は1件以上、類似業務の場合は2件以上とする。ただし、再委託による業務の実績は含まない。

同種業務：地図情報を利用した情報通信システム構築業務

類似業務：公共インフラに関するマッピングシステム構築業務

(2) 技術者要件

ア 所有資格

予定管理技術者または担当技術者が下記のいずれかの資格を有すること。

- a プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル（PMP）【米国 PMI 本部】
- b プロジェクトマネージャー（PM）【情報処理推進機構（IPA）】
- c ネットワークスペシャリスト（NW）【情報処理推進機構（IPA）】
- d 情報処理セキュリティマネジメント（SG）【情報処理推進機構（IPA）】

イ 業務体制

管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置すること。

ウ その他

管理技術者、照査技術者及び担当技術者は相互に兼ねることが出来ないものとする。また、上記の配置予定技術者は常勤の自社社員であり、かつ提案書類提出時において12ヶ月以上の雇用関係があるものとする。

(3) その他の参加条件等

ア 参加表明書を提出できる者（以下「参加者」という。）は、単体企業とする。（共同企業体は不可）

イ 参加者からは1提案のみとし、複数の提案又は支店・営業所毎の参加は認めない。

ウ 参加者が協力業者と協働する体制は可とするが、その協力業者は自ら参加者となることはできない。

エ 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、特段の事情（病気や死亡等）があると認められた場合に限り、本市と協議のうえ、同等以上の者に変更できるも

のとする。

4 受託候補者決定の流れ

事業者の募集及び決定は、次の日程で行う。なお、「予定」とあるものは概ねの日程を表す。

内 容	日 時
(1) 事業の公告	令和元年6月18日（火）
(2) 参加表明書の受付	令和元年6月18日（火）～ 令和元年7月 3日（水）
(3) 参加資格の審査・通知	令和元年7月8日（月）
(4) 質問の受付	令和元年6月18日（火）～ 令和元年7月 5日（金）
(5) 質問に対する回答	令和元年7月12日（金）まで
(6) 技術提案書の受付	令和元年7月16日（火）～ 令和元年7月30日（火）
(7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和元年8月 5日（月）～ 令和元年8月 7日（水）予定
(8) 技術提案書の特定・通知	令和元年8月 9日（金）予定
(9) 契約の締結	令和元年8月23日（金）予定 （※通知後、2週間以内とする）

※ 書類の提出等は、各期間内の開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とし、特に指定がある場合を除き、午前10時から午後4時まで（午後0時から午後1時を除く）とする。

5 募集の手引き

(1) 簡易評価型プロポーザルに関する公告

募集や実施要領等に関する公告は、長岡市ホームページにて掲載する。

(2) 関係書類の交付

ア 交付資料

長岡市管路情報即時共有システム導入業務委託簡易評価型プロポーザル

(ア) 実施要領

(イ) 要求水準書

(ウ) 選定評価基準書

(エ) 様式集

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・会社概要（様式第2号）
- ・業務実施体制（様式第3号）
- ・企業の同種及び類似業務実績（様式第4号）
- ・予定管理・照査・担当技術者の経歴等（様式第5号）
- ・予定管理・照査・担当技術者の同種又は類似経歴（様式第6号）
- ・技術提案書（様式第7号）
- ・業務実施方針（様式第8号）
- ・評価テーマに関する技術提案（様式第9-①～③号）
- ・業務委託費用見積書（様式第10号）
- ・質問書（様式第11号）
- ・仕様適合確認表（様式第12号）

イ 交付場所

長岡市ホームページよりダウンロードすること。

(3) 質問の受付

ア 質問方法

質問は、質問書（様式第11号）に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールにより提出すること（件名の頭に【簡易評価型プロポーザル】と付記すること。また、質問書到着確認のため、送信後は送信した旨を電話で通知すること）。なお、電子メール以外による質問は原則受け付けない。

イ 提出場所

長岡市水道局工務課

電子メール：komu-nagaoka.ws@m2.nct9.ne.jp

ウ 受付期間

令和元年6月18日（火）から令和元年7月5日（金）まで

エ 質問回答

質問に対しては、令和元年7月12日（金）までに、全ての技術提案資格者に対して電子メールにより回答する。

(4) 参加表明書の受付

参加者は、次により参加表明書及び必要書類一式を郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）または持参にて1部提出すること。郵送の場合は、郵送した旨を電話で通知すること。

ア 受付期間

令和元年6月18日（火）から令和元年7月3日（水）まで

イ 受付時間

午前10時から午後4時まで（持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く）

ウ 提出場所

〒940-0093

長岡市水道町2丁目7番22号

長岡市水道局工務課

電話：0258-34-1414

エ 提出書類と留意点

番号	提出書類名	部数	記入上の留意点
①	参加表明書 (様式第1号)	1	押印のうえ、提出すること。
②	会社概要 (様式第2号)	1	令和元年6月18日時点で記入すること。 ・商業登記簿謄本（発行から3箇月以内で、写しも可）を添付すること。 ・情報保護に関する認証については、登録証等（写し）を添付すること。
③	業務実施体制 (様式第3号)	1	各分野を担当する技術者等の体制を記載すること。なお、協力会社（会社名記載）と協働する体制である場合は、業務の実施体制を記入すること。
④	企業の同種及び類似業務実績 (様式第4号)	1	実績は平成21年度から本公告日までに元請として契約し、既に完了した業務を2件まで記載すること。 ・TECRISに登録されていない業務については、契約書の写し等証明できる書類を添付すること。
⑤	予定管理・照査・担当技術者の経歴等 (様式第5号)	1	実績は同種及び類似業務を優先して記入すること。（2件まで）
⑥	予定管理・照査・担当技術者の同種又は類似経歴 (様式第6号)	1	様式第5号の実績の詳細を記入すること。1枚につき1件の実績とすること。
⑦	技術者要件（企業） 所有資格（様式任意）	1	所有資格がわかる資料（様式任意）を作成し、それを証明できる書類を添付すること。
⑧	企業の財務状況（様式任意）	1	直近の決算で自己資本比率がわかる資料（様式任意）を作成し、それを証明できる書類（貸借対照表等）を添付すること。

(5) 参加資格の審査通知

「管路情報即時共有システム導入業務委託審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、実施要領に基づき参加表明書の審査を行う。結果通知については、令和元年7月8日（月）を予定している。

(6) 技術提案書の提出要請

参加資格を満たしている者には、合わせて技術提案書の提出要請をする。

(7) 辞退について

参加表明書を提出した者が本プロポーザル参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届（様式は任意とする。）」を令和元年7月30日（火）までに提出すること。

なお、提出方法は、持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）とする。なお、郵送の場合は、郵送した旨を電話で通知すること。

(8) 技術提案書の受付

技術提案書の提出要請をされた者は、次により技術提案書を郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）又は持参にて提出すること。郵送の場合は、郵送した旨を電話で通知すること。

なお、提出部数については、「7 技術提案書の作成」を参照のこと。

ア 受付期間

令和元年7月16日（火）から令和元年7月30日（火）まで

イ 受付時間

午前10時から午後4時まで（持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く）

ウ 提出場所

〒940-0093

長岡市水道町2丁目7番22号

長岡市水道局工務課

電話：0258-34-1414

(9) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案者による技術提案書に基づく説明、質疑応答の機会として、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 実施日時は、令和元年8月5日（月）から令和元年8月7日（水）を予定している。日時、場所については、別途通知する。

イ 実施方法

出席者は、本業務に直接携わる者とし、最大4名までとする。また、進行及び時間配分は以下のとおりとする（ただし、状況により変更する場合がある。）。

(ア) プレゼンテーション（補足説明） 30分以内

(イ) 評価委員による操作体験 10分程度

(ウ) ヒアリング（質疑応答） 10分程度

(エ) プレゼンテーション用及び操作体験用のモバイル端末（最低3台）については、各自で用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーン（各1台）は、長岡市水道局において準備する。

(オ) プレゼンテーション時の説明資料は提出済みの技術提案書一式のみとし、新た

に説明資料を追加することはできない。なお、技術提案書の内容を改変しないでパワーポイントでプレゼンテーションを行うことは可能とし、プロジェクター及びスクリーンを使用する場合には、技術提案書の正本に綴じる CD-ROM の中にデータファイルを保存し改変できないようにすること。

(カ) 会場に入室する者は、社名が特定される名札、バッジ等は身に着けないこと。
ウ 評価は、審査委員会において評価基準書に基づき提案内容等の評価を行い、受託候補者1者を特定する。

エ 選考結果通知

(ア) 選考結果は、参加者全員に通知し、長岡市ホームページにて掲載する。
(イ) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

6 応募に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

提案者は、技術提案書の提出をもって、実施要領等及び質問回答の内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は提案者の負担とする。

(3) 著作権

提案者からの実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、長岡市水道局は、プロポーザルの実施上必要な場合に限り、無断、無償で複製することがある。

(4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、また、返却しない。

(5) 長岡市水道局からの提示資料の取り扱い

長岡市水道局が提示する資料は、本業務以外の目的で使用することはできない。

(6) 複数提案の禁止

一つの提案者は、一つの提案しか行うことができない。

(7) 虚偽の記載の禁止

参加表明書または技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とする。

(8) 技術提案書の提出の無効

技術提案書の提出期限日において資格要件を満たしていないとき、または提案者の制限に該当したときは、技術提案書を提出することができない。また、既に技術提案書が提出された場合は、その提案書は無効とする。

(9) 応募者数について

参加表明書の提出が1者のみであっても、参加資格を有する者であれば、追加要請は行わず、技術提案者として選定し、技術提案書を要請する。

(10) その他

実施要領等に定めるもののほか、参加にあたって必要な事項が生じた場合には、提案資格者に通知する。

7 技術提案書の作成

(1) 全般的な注意事項

ア 提案者は、要求水準書に基づき提案すること。

イ 様式は原則、所定のものを使用し、原則、A4判縦長横書き片面とすること。

ウ 専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力わかり易い表現で記載すること。

エ A4判縦長左綴じファイルに綴じ（簡易製本も可）、正本1部、副本12部、合計13部を提出し、会社名は正本にのみ記載し、押印すること。副本は技術提案者名が分からないようにすること。

オ 上記エの電子データを、CD-ROM等に保存して正本と一緒に綴じて1部提出すること。なお、電子データのファイル形式は、特に指定がある場合を除き、PDF形式とすること。

カ 長岡市水道局の提示した要求水準書の写し及び「要求水準書のとおり」といった記述に終始しないこと。

キ 技術提案者の名称がわかるような表現はしないこと。

(2) 技術提案書の構成・内容

ファイルの綴じ方は、下記の番号順とし、中央下側にページ番号を振ること。なお、表紙に「様式第7号」を用いる。

ア 予定管理・照査・担当技術者の経歴等（様式第5号）

参加表明書で提出したものと相違ないこと。

イ 予定管理・照査・担当技術者の同種又は類似経歴（様式第6号）

参加表明書で提出したものと相違ないこと。

ウ 業務実施方針（様式第8号）

A4サイズ5ページ以内とする。

エ 評価テーマに関する技術提案（様式第9-①～③号）

下記の3テーマについて、提案者の視点と経験を踏まえた技術的提案を各テーマA4サイズ4ページ（3テーマ：12ページ）以内で具体的に記述すること。なお、図表を含めたページ数とする。

テーマ1：大規模災害時等において、本システムを活用した支援に関する技術提案

テーマ2：本システムを用いた通常業務における活用方法及び水道サービスの向上を図るための技術提案

テーマ3：個人情報の取り扱いやセキュリティについての技術提案

オ 業務委託費用見積書（様式第10号）

本業務に関する委託費用の見積額（消費税及び地方消費税は除く）を記載すること。また、合わせて見積内訳書（様式任意）を添付すること。

カ 仕様適合確認表（様式第12号）

システム機能要件に対しての対応区分を記入すること。カスタマイズにより対応の場合は、その対応時期、カスタマイズ費用などを備考欄に記入すること。

8 契約に関する事項

(1) 契約手続

長岡市水道局は受託候補者と詳細協議を行い、協議が成立しなかった場合または契約の締結までに受託候補者が失格した場合は、次点候補者と詳細協議を行う。

(2) 仕様書の作成

受託候補者は、要求水準書を基に契約締結時に契約書に添付する仕様書を作成することとする。

(3) 委託金額の決定

長岡市水道局は、受託候補者から見積りを徴収し、予定価格の範囲内で委託金額を決定し、契約を締結する。

9 簡易評価型プロポーザル方式の延期または取り止め

長岡市水道局がやむを得ない理由等によりプロポーザルを実施することができないと判断する場合は、延期または取り止めることができるものとする。

なお、この場合において、参加表明者及び技術提案者はプロポーザルに要した費用を長岡市水道局に請求することはできない。

10 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒940-0093

長岡市水道町2丁目7番22号

長岡市水道局工務課

電話：0258-34-1414

電子メール：komu-nagaoka.ws@m2.nct9.ne.jp